

諮問庁：環境大臣

諮問日：令和4年12月9日（令和4年（行情）諮問第731号）

答申日：令和5年9月21日（令和5年度（行情）答申第293号）

事件名：仮置場等に係る土地使用補償基準書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書26（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、別紙の2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年6月9日付け環福地総発第2206092号により福島地方環境事務所長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、土地使用補償基準書の一部の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。

（1）審査請求書

ア 審査請求に内容と理由

環境省福島地方環境事務所の不開示理由は「今後の契約における地権者との賃料の交渉に支障を及ぼすおそれがあり」と冒頭にある。しかし環境省名の明示・明記確認は当該対象事業（土地収用法3条27号の2）が環境省の起業事業であることは環境省HPでの公表等で周知されている事実であること。また当該対象事業の期間（開始から終了）も同様に環境省HP及び各自治体HP並びにマスコミ報道などにより周知されている事実である。

以上から環境省福島地方環境事務所の不開示理由の続き「賃貸借契約に係る事務に関し、国の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められることから、法5条6号ロに該当するため、不開示としました。」とあるのは、個人情報や土地使用補償額並びに同補償額の算定根拠情報ではなく、法5条6号ロに該当するものではない。

更には今までの当該審査請求者からの行政文書開示請求において「環境省の直轄の中間貯蔵施設の建設に伴う損失補償基準・同決裁

書類」及び「土地収用法 3 条 2 7 号の 2 の環境省起業対象事業に関する不動産鑑定評価書・同意見書」の開示請求結果は環境省の名及び不動産鑑定評価・同意見書会社名並びに作成年月日等は全て開示「明記・明示」している事実からも、環境省の不開示理由は明らかに一貫性、合理的整合性がなく、不開示の理由が著しく不当である。

よって「令和 4 年 4 月 7 日付当該審査請求者からの行政文書開示請求書の請求文書内容」の開示「令和 3 年 1 0 月 1 1 日付土地使用補償基準書の作成及び施行開始（通知）年月日並びに環境省名の明示・明記」を求める。

イ 添付資料

- (ア) 行政文書行政文書開示決定通知書（環福地総発第 2 1 0 9 1 0 4 号令和 3 年 9 月 1 0 日）写（略）
- (イ) 令和 3 年 1 0 月 1 1 日付送付書並びに郵送受領した「土地使用補償基準書」写（略）
- (ウ) 行政文書行政文書開示決定通知書（環福地総発第 2 2 0 6 0 9 2 号令和 4 年 6 月 9 日）写（略）

(2) 意見書

ア 下記第 3 の 1 事案概要の記載漏れ内容の指摘

審査請求人は平成 3 0 年 7 月 1 9 日付けで土地使用補償基準書の開示請求をしている。

結果は環循施発第 1 8 0 8 1 7 1 号平成 3 0 年 8 月 1 7 日付け行政文書開示決定通知書で一部ではなく「全部の非開示の決定通知」であった。

この全部の非開示理由について環境省に確認したが、回答は得られなかった。

その後、審査請求人は全部の非開示に納得が得られず再度令和 3 年 7 月 1 9 日付けで同開示請求を行った。結果は令和 3 年 1 0 月 1 1 日付けで「一部開示の土地使用補償基準書」を郵送で受領した。

「資料 1」行政文書開示決定通知書環循施発第 1 8 0 8 1 7 1 号平成 3 0 年 8 月 1 7 日付け（略）

「資料 2」令和 3 年 1 0 月 1 1 日付け事務連絡により一部開示の土地使用補償基準書（略）

イ 上記ア以外は下記第 3 の 1 (1) ないし (4) であり審査請求人からの指摘はない。

ウ 下記第 3 の 2 原処分における処分庁の決定及びその考え方、下記第 3 の 4 審査請求人の主張についての検討及び下記第 3 の 5 結論に対する意見

(ア) 環境省の決定と考え方は具体的な検討と説明が一切なく、審査請

求人に対する検討も具体的な指摘は一つもなく環境省の独自の考え方のみをただ抽象的に示しているだけである。

- (イ) 具体的に例をあげると下記第3の2原処分における処分庁の決定及びその考え方の「これを公にすることにより、今後の契約における地権者との賃料交渉に支障を及ぼす恐れがあり、賃貸契約に係る事務に関し、国の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとみとめられることから、法5条6号ロに該当するため、不開示とする旨の通知を行った。」とある。これは環境省が開示した「土地使用補償基準書」に「環境省」と「作成年月日」、「施工開始(省内通知)年月日」を開示することによって「これを公にすることにより、今後の契約における地権者との賃料交渉に支障を及ぼす恐れがあり」そして「賃貸借契約に係る事務に関し、国の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害する恐れがあると認められる」との関連性がなく、まったく論理的な説明でない。これでは「いやだからいやだ」という、環境省のわがままな主張のみを示している。

したがって妥当性・合理的な説明が出来ていない。

- (ウ) また下記第3の4審査請求人の主張についての検討に「これは、個別具体的内容が示されていると認識した上での主張である」と示している。しかし、それは審査請求人が今まで環境省に対して開示を求めた報告書や不動産鑑定評価書などの情報開示請求分とまったく同じである。

つまり環境省は審査請求人に対して不動産鑑定会社名や成果品の提出年月日や鑑定評価の価格時点などは公開していることと土地使用補償基準書では同じ内容を拒否していることとの整合性がまったく取れていない。この具体的な事例として環境省が審査請求人に開示した「資料3ないし8」の通りである。

- (エ) 更に下記第3の4審査請求人の主張についての検討に上記(ウ)に続けて「加えて、法に基づく情報公開制度は、そもそも特定の事項を明示・明記することを行政機関に実施させるものではなく、実施内容の明示を求める主張は当たらない」とある。しかし審査請求人は個人情報をもとめた開示請求ではなく、また、特定の補償金額の開示請求でもなく、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の情報公開制度の趣旨に合致した請求を行っている。

「資料3」平成26年日本不動産研究所提出報告書「平成25年度(平成24年度からの繰り越し)除染等の措置等の推進に必要な用地関係資料作成整理等業務報告書(その2)
(略)

「資料4」平成26年12月24日決裁・施行日同年12月26日
「環境省の直轄の中間貯蔵施設の建設に伴う損失補償基準・同細則の制定について（基準・細則の抜粋版）」
（略）

「資料5」平成27年日本不動産研究所提出「地上権価格の不動産鑑定評価書・抜粋」（略）

「資料6」平成28年提出「仮置場等などの不動産鑑定評価書・抜粋」（略）

「資料7」令和4年3月10日付け日本不動産研究所提出報告書「時点修正意見書」（略）

「資料8」平成27年檜葉町仮設焼却施設説明会資料「ご案内・土地使用（補償）」（略）

エ 結論

以上の通り、環境省の理由説明書の結論は正当な事由を欠いていることから、審査請求人の主張に沿って「土地使用補償基準書の作成及び施工開始（通知）年月日並びに環境省の明示・明記」は開示されるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案概要

- (1) 審査請求人は、法に基づき、福島地方環境事務所長に対し令和4年4月7日付けで「令和4年度仮置場等（注）の土地使用補償額（地代）決定の決裁資料一式・同不動産鑑定評価書（意見書含む）一式・同契約書一式及び同公表資料一式及び平成24年度仮置場等の令和4年度と同じ資料一式、令和3年10月11日送付土地使用補償基準の作成及び施行開始（通知）年月日並びに環境省の明示、（注）仮置場・仮設焼却施設・セメント固型化処理施設・旧フクシマエコテッククリーンセンター進入路他土地収用法3条27の2に該当する土地使用補償のすべて」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は同月11日付けでこれを受理した。
- (2) 本件開示請求に対し、処分庁は、法10条2項の規定を適用して令和4年6月10日まで開示決定の期限を延長し、同月9日付けで審査請求人に対し、行政文書の一部を開示する旨の決定通知（原処分）を行った。
- (3) これに対し審査請求人は、令和4年9月10日付けで環境大臣に対してこの原処分における「令和4年4月7日付当該審査請求者からの行政文書開示請求書の請求文書内容」のうち、「令和3年10月11日付送付文書で郵送受領した土地使用補償基準書の作成及び施行開始（通知）年月日並びに環境省の明示・明記」という趣旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、諮問庁は令和4年9月12日付けで受理

した。なお、審査請求書に必要事項「処分庁の教示の有無及びその内容」の項目の記載がなかったことから同月13日に補正を求め、同月20日に受理した。

- (4) 本件審査請求について検討を行ったが、原処分を維持するのが相当と判断し、本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

2 原処分における処分庁の決定及びその考え方

開示請求のあった行政文書については、法10条2項に基づく期限延長を行い検討した結果、令和4年6月9日付け環福地総発第2206092号をもって、不動産鑑定評価書、土地使用補償基準書等の行政文書を開示決定し、請求のあった文書のうち、「土地使用補償基準書については、これを公にすることにより、今後の契約における地権者との賃料の交渉に支障を及ぼすおそれがあり、賃貸借契約に係る事務に関し、国の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められることから、法5条6号ロに該当するため、不開示とする」旨の通知を行った。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

上記第2の1と同旨。

(2) 審査請求の理由

上記第2の2(1)と同旨。

4 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は本件一部開示決定に対し作成並びに施行開始(通知)年月日及び環境省名の明示・明記を求めているので、その主張について検討する。

本審査請求において、審査請求人が作成並びに施行開始(通知)年月日及び環境省名の明示・明記を求めている土地使用補償基準書は、環境省が除染工事等に伴い仮置場等として使用する土地について、その補償額の算定基準を定めるための文書である。土地使用補償基準書については、これを公にすることにより、今後の契約における地権者との賃料の交渉に支障を及ぼすおそれがあり、賃貸借契約に係る事務に関し、国の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められることから、法5条6号ロに該当するため、不開示としたものである。

審査請求人は、作成並びに施行開始(通知)年月日及び環境省名の明示・明記を求めている。法の下では、開示請求に基づき、行政機関が請求の対象となる文書を特定した上で、法5条各号に掲げる不開示とすべき部分があればその部分を除外して開示するものであり、開示請求に基づき特定の事項を文書に明示・明記して開示するものではない。

本開示請求に基づいて特定した土地使用補償基準書に対し、審査請求人

は、補償基準そのものの開示は求めている一方で、本件請求理由において「当該対象事業が環境省の事業であることは周知されている事実であり、環境省名の明示・明記は、土地使用補償額及び同補償額の算定根拠情報等ではなく、法5条6号ロに該当するものではない。」、また、「今までの当該審査請求者からの行政開示請求においては、環境省名及び作成年月日等は全て明記・明示されており、本件の不開示理由は、一貫性、合理的整合性がなく、著しく不当である。」旨を述べているが、これは、個別具体的内容が記載されていると認識した上での主張である。加えて、法に基づく情報公開制度は、そもそも特定の事項を明示・明記することを行政機関に実施させるものではなく、当該内容の明示・明記を求める主張は当たらない。

5 結論

以上のとおり、本件審査請求については、審査請求人の主張は当たらず、処分庁における原処分は適法に行われていることから、原処分は維持されるべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年12月9日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和5年1月16日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同月19日 審議
- ⑤ 同年4月20日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年7月24日 審議
- ⑦ 同年9月14日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる文書26であり、処分庁は、その一部を法5条6号ロに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対する審査請求人の主張は判然としないものの、審査請求書及び意見書の内容に鑑みれば、原処分で不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）には法5条6号ロに該当しない部分がある旨主張しており、本件不開示部分の開示を求めるものとも解され、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 諮問庁は、上記第3の4のとおり、本件不開示部分を不開示とした理由について、本件対象文書は、環境省が除染工事等に伴い仮置場等とし

て使用する土地について、その補償額の算定基準を定めた文書であり、これを公にすることにより、今後の契約における地権者との賃料の交渉に支障を及ぼすおそれがあり、賃貸借契約に係る事務に関し、国の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められることから、法5条6号ロに該当するため、不開示とした旨説明する。

(2) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分には、除染工事等に伴い一時保管場所（仮置場）として使用する土地について、その補償額の算定基準に関する事項が記載されており、農地（田及び畑）及び山林の補償単価の算定（土地の正常な取引価格、営農補償等）及び算定に係る要因が記載されている。なお、本件対象文書には、審査請求人が法5条6号ロには該当しないなどと主張する作成年月日、施行開始（通知）年月日及び環境省名の記載はない。また、土地の使用に係る補償については、「公共用地の取得に伴う損失補償基準」（昭和37年10月12日用地対策連絡会決定）及び「除染等の措置等に必要損失補償基準」（平成24年5月2日公表）等に基づき、当該基準等に定められた諸要因の評価方法に従って算出されることから、当事者間の自由な交渉の結果が反映されることは少なく、その内容については不特定多数の者が知り得る状態にあるといえる。

(3) 以下、検討する。

ア 別紙の2に掲げる部分について

当該部分に記載されている情報は、補償単価の具体的な算定額に関係しない事項である。

当該部分は、本件対象文書が、土地使用補償基準書であることから想定できる記載内容、又は「除染等の措置等に必要損失補償基準」において、土地の使用に係る補償や通常生ずる損失を補償することが記載されていることから想定できる記載内容であり、これを公にすることにより、今後の契約における地権者との賃料の交渉に支障を及ぼすおそれがあり、賃貸借契約に係る事務に関し、国の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとはいえない。

したがって、当該部分は、法5条6号ロに該当するとは認められず、開示すべきである。

イ 別紙の2に掲げる部分以外の部分について

当該部分に記載されている情報は、補償単価の具体的な算定額に関する事項である。

当該部分に記載されている補償単価の算定については、上記(2)の「除染等の措置等に必要損失補償基準」に基づき算出しているが、除染等工事に伴い一時保管場所（仮置場）として使用する土地

の補償であることに鑑み、原子力発電所の事故直後に緊急的に確保する必要があった特殊な契約事情や時期等が考慮されており、その具体的な算出額への反映過程は上記基準のみからは明らかではないことから、その内容について不特定多数の者が知り得る状態にあるとはいえない。また、営農補償（農業休止の補償）は、土地の使用に係る補償と異なり、所得相当額等に基づき算定されるものであり、これらを不特定多数の者が容易に想定することは困難であると認められる。

したがって、当該部分を公にすることにより、今後の契約における地権者との賃料の交渉に支障を及ぼすおそれがあり、賃貸借契約に係る事務に関し、国の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められるので、法5条6号ロに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求書及び意見書の内容に鑑みれば、審査請求人は、本件対象文書に作成及び施行開始（通知）年月日並びに環境省名を記入することを求めているものと解されるが、法に基づく開示請求権は、あるがままの形で行政文書を開示することを求める権利であるから、審査請求人の主張は理由がない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条6号ロに該当するとして不開示とした決定については、別紙の2に掲げる部分以外の部分は、同号ロに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の2に掲げる部分は、同号ロに該当せず、開示すべきであると判断した。

（第4部会）

委員 小林昭彦，委員 常岡孝好，委員 野田 崇

別紙

1 原処分で特定された文書

- 文書1 不動産鑑定評価書 南相馬市1 (平成27年5月29日)
- 文書2 不動産鑑定評価書 南相馬市2 (平成27年5月29日)
- 文書3 不動産鑑定評価書 南相馬市 (平成27年11月30日)
- 文書4 不動産鑑定評価書 川俣町 (平成25年11月25日)
- 文書5 意見書 川俣町 (平成25年11月21日)
- 文書6 不動産鑑定評価書 川俣町1 (平成27年5月29日)
- 文書7 不動産鑑定評価書 川俣町2 (平成27年5月29日)
- 文書8 不動産鑑定評価書 川俣町 (平成28年6月17日)
- 文書9 不動産鑑定評価書 檜葉町1 (平成27年5月29日)
- 文書10 不動産鑑定評価書 檜葉町2 (平成27年5月29日)
- 文書11 不動産鑑定評価書 富岡町 (平成25年6月17日)
- 文書12 意見書 富岡町 (平成25年6月17日)
- 文書13 不動産鑑定評価書 富岡町 (平成27年5月27日)
- 文書14 不動産鑑定評価書 大熊町 (平成27年5月29日)
- 文書15 不動産鑑定評価書 浪江町 (平成25年11月1日)
- 文書16 意見書 浪江町 (平成25年11月1日)
- 文書17 不動産鑑定評価書 浪江町 (平成26年4月30日)
- 文書18 不動産鑑定評価書 浪江町 (平成27年5月29日)
- 文書19 不動産鑑定評価書 飯館村 (平成26年11月28日)
- 文書20 不動産鑑定評価書 飯館村 (平成27年5月29日)
- 文書21 不動産鑑定評価書 浪江町 (平成31年1月11日)
- 文書22 意見書 浪江町1 (平成31年1月11日)
- 文書23 意見書 浪江町2 (平成31年1月11日)
- 文書24 不動産鑑定評価書 葛尾村 (令和2年1月14日)
- 文書25 意見書 葛尾村 (令和2年1月14日)
- 文書26 土地使用補償基準書

2 開示すべき部分

- (1) 1行目ないし5行目及び表の下1行目
- (2) 表中の項目名(1列目, 2列目の1欄目, 3列目の1欄目の1行目, 4列目の1欄目及び5列目の1欄目の1行目に限る。)